

給付奨学金（家計急変採用）の選考結果に関する Q&A

事由 A（死亡）

Q1 生計維持者が死亡したため家計急変採用に申請をしたが「家計基準を満たしていないため」との事由で不採用となった（または第 I 区分で採用されなかった）。もう一方の生計維持者の年収は 200 万円程度なのに家計基準により不採用となった（または第 I 区分で採用されなかった）。

A1 死亡事由の場合は、死亡した生計維持者の支給額算定基準額は算出せず、申請者本人及びもう一方の生計維持者について、住民税情報のみに基づいて支給額算定基準額を算出します。よって、家計急変以外の通常の申込の場合（在学採用）と同じ審査方法となりますので、以下の Q&A をご確認ください。

[給付奨学金の選考結果が「不採用」で不採用の事由が「家計基準を満たしていないため」となっていたが、我が家は低所得世帯であるため採用されるはずだ。 | JASSO](#)

事由 B（傷病）

Q2 病気・怪我により休職中であるにもかかわらず、「家計基準を満たしていないため」との事由で不採用となった（または第 I 区分で採用されなかった）。

A2 有給休職等により、働けない期間も給与や賞与が支払われている場合は、その収入状況と住民税情報によって支給額算定基準額を算出しているため、給付奨学金の対象とならない（または第 I 区分とならない）ことがあります。

また、家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人の支給額算定基準額によって給付奨学金の対象とならない（または第 I 区分とならない）ことがあります。

家計急変における「支援区分」は、以下①及び②で算出した支給額算定基準額の合計により判定します。

①【家計急変の事由に該当する生計維持者】

機構に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額（※）と、マイナンバー等により取得した住民税情報を勘案し、支給額算定基準額を算出します。

[※（参考）年間所得見込額の算出方法](#)

②【家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

②の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変以外の通常の申込の場合（在学採用）と同じ審査方法となりますので、以下の Q&A をご確認ください。

[選考結果（給付奨学金） | JASSO](#)

事由 C (失職)

Q3 失職により収入がないにもかかわらず、「家計基準を満たしていないため」との事由で不採用となった（または第 I 区分で採用されなかった）。

A3 家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人の支給額算定基準額によって給付奨学金の対象とならない（または第 I 区分とならない）ことがあります。

家計急変における「支援区分」は、以下①及び②で算出した支給額算定基準額の合計により判定します。

①【家計急変の事由に該当する生計維持者】

機構に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額（※）と、マイナンバー等により取得した住民税情報を勘案し、支給額算定基準額を算出します。

[※（参考）年間所得見込額の算出方法](#)

②【家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

②の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変以外の通常の申込の場合（在学採用）と同じ審査方法となりますので、以下の Q&A をご確認ください。

[選考結果（給付奨学金） | JASSO](#)

事由 D (コロナ)

Q4 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少したにもかかわらず、「家計基準を満たしていないため」との事由で不採用となった（または第 I 区分で採用されなかった）。

A4 減収の事実があっても家計急変の事由に該当する生計維持者にある程度の収入がある場合や、家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人の支給額算定基準額によって給付奨学金の対象とならない（または第 I 区分とならない）ことがあります。

家計急変における「支援区分」は、以下①及び②で算出した支給額算定基準額の合計により判定します。

①【家計急変の事由に該当する生計維持者】

機構に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額（※）と、マイナンバー等により取得した住民税情報を勘案し、支給額算定基準額を算出します。

[※（参考）年間所得見込額の算出方法](#)

②【家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人】

マイナンバー等により取得した住民税情報に基づき、支給額算定基準額を算出します。

②の支給額算定基準額の算出方法は、家計急変以外の通常の申込の場合（在学採用）と同じ審査方法となりますので、以下の Q&A をご確認ください。

[選考結果（給付奨学金） | JASSO](#)

全事由共通

Q5 兄弟姉妹で家計急変採用に申請したが、選考結果が異なる。

A5 同じ事由・同じ事由発生日で同じ書類を提出しても、申請時期や学年（進学前・進学後）等によって結果は異なります。必ずしも兄弟姉妹で同じ結果になるとは限りません。